

第1回検証会議意見整理表

資料 1

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見	
I いじめの未然防止に向けた取組み	学校組織・体制	1	★★	学校いじめ防止基本方針の策定・改定	H26	学校	「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けて、各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めた。保護者や地域住民に対しての定期的な周知や、学校の実態に即した不断の見直しを行っている。	
		2	★★	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	H9	教育委員会 学校	いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」に向けて、各協力校が児童生徒の実態に応じて具体的な実践を重ねてきた、いじめ・不登校対策の実践例を市内全校に発信し、共有を図る。	
		3	★★	いじめ防止に向けた研修の実施	H26	教育委員会	いじめの未然防止、早期発見、早期対応について教職員の指導力・対応力の向上を図るため、管理職研修、年次研修、生徒指導研修やいじめ対策担当教諭研修など、職制に応じた様々な研修を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のいじめに関する研修は充実しているが、それだけではなく、道徳や特別活動などの日頃の教育活動をしっかり取り組むことがいじめの未然防止にも繋がり、重要であるということを教員は認識する必要がある。(西海枝委員) ・教員の研修については、学校だけではなく、家庭も巻き込んだ取組みが必要である。学校任せの保護者も多いのではないかと。教員のプレッシャーも大きく、そのケア等も必要だと思う。(高橋委員) ・34の事業に明確にあてはまるものではないが、管理職の教員の考え、例えば教職員同士の連携や協力、子どもの発達段階、教育活動の有機的な関わりなどもいじめの未然防止として大切である。(本図副会長) ・特別活動や道徳、総合、日々の教科などとも関わっている。命を大切に教育のモデル校の成果だけではないところに注目したい。(本図副会長)
		4	★★	いじめ防止マニュアルの活用	H25	教育委員会 学校	令和3年度に「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」を発行し、全教職員へ配布した。ハンドブックには、「無自覚ないじめ」についての記載やスクールロイヤーからのアドバイス等を盛り込み、より具体的ないじめの未然防止と対応について理解できる内容としている。	

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見	
I いじめの未然防止に向けた取り組み	学校組織・体制	5	★	体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用	R元	教育委員会 学校	児童生徒の個性・特性への理解を背景とした教職員の指導力の向上を図ることを目的に、平成31年4月に「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」を作成し、全ての市立学校に周知するとともに、学校内におけるコンプライアンス研修などで活用している。また、体罰及び不適切な指導の事例を示しながら、より実践的な対応の仕方について研修を行えるようにまとめた「不祥事根絶に向けて 実例演習」について、直近の状況を踏まえて令和2年10月に改訂し、校内研修での活用を進めている。	
	教育活動	6	★★	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	H19	教育委員会 学校	各学校において児童会や生徒会による主体的ないじめ防止対策に取り組んでいる。開始当初は、「いじめゼロキャンペーン」という名称で、毎年11月に実施してきたが、平成27年度から、「いじめ防止「きずな」キャンペーン」として、5月と11月の年2回実施している。5月に具体的な行動目標を立て、11月に行動目標の振り返りを行うとともに、児童生徒による自主的な取組みを支援し、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高める事業となっている。内容としては、いじめ防止きずなアクションと称して、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集など各校独自に企画、実行し、児童会や生徒会を中心に自主的な活動として取り組んでいる。	小学生と中学生との違いや学校の状況にもよるので、各学校が取り組みやすい形で取り組めるのは、いいことだと感じている。(西海枝委員)
		7	★★	児童生徒の声の収集～聞かせてください！！みんなの気持ち～の実施	H30	こども若者局 学校	いじめ対策推進課の職員が市立学校を訪問し、学校で計画している授業等(道徳や学級活動の授業、学年集会、委員会活動等)を参観したり、質問に答えてもらったりしながら児童生徒の発言を聴取する。学校と連携し、児童生徒に学びや気付きの場を提供するとともに、意見を広報啓発施策に活用する。	
		8	★	情報モラル教育の推進	H27	教育委員会 学校	仙台市GIGAスクール推進協議会の指導・助言を受けつつ、各学校において情報モラル教育実践ガイドを活用した情報モラルの授業を充実させるとともに、リーフレットを活用しながら学校、地域、家庭の連携を図る。	
		9	★	命を大切にする教育の推進	H29	教育委員会 学校	命を大切にする教育研修に有識者を招き、命を大切にする教育の必要性や推進上の留意事項について、教職員向けの研修を行い、「仙台版 命と絆プログラム」を活用した、命を大切にする教育を推進する。	特別活動や道徳、総合、日々の教科などとも関わっている。命を大切にする教育のモデル校の成果だけではないところに注目したい。(本図副会長)【NO.3再掲】
実態把握	10	★	学級生活アンケート調査の実施	R元	教育委員会 中学校	市立全中学校(64校)と中等教育学校前期課程(1校)に在籍する生徒を対象に、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりの学校生活や学級での満足度、学級集団の状態等について把握し、今後の対応方法や学級経営の方針の策定に活用する。	効果的であり、2回実施できればなお良いと思われる。(西海枝委員)	

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見	
Ⅱ いじめの早期発見に向けた取り組み	相談体制	11	★★	24時間いじめ相談専用電話の設置	H28	教育委員会	教育相談課内にいじめ相談専用電話を設置し、教育相談課配置のスクールカウンセラーが対応する。夜間時間帯及び閉庁日については、業務委託先に相談電話が自動転送され、委託先の相談員が対応する。	
		12	★★	SNSを活用したいじめ相談の実施	H30	教育委員会	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校(中・高)、高等学校の生徒を対象に、SNS上に開設した専用窓口で、長期休業期間等(4月下旬から5月上旬、夏休み、秋休み、冬休みの各休業日明け前後)、年4回の期間及び毎週水曜日、相談員と双方向のやりとりをしながら、いじめを含めた様々な悩みについての相談に応じる。また、通年で友達や自分に対するいじめのほか、学校にSOSを伝える一方向の報告・連絡を受け付け、対応している。	
		13	★★	いじめ等相談支援室S-KETの運営	R元(開設R2)	こども若者局	学校や教育委員会とは異なる立場でいじめ等に関する相談を受け付ける窓口を運営している。弁護士や学識経験者などいじめの問題に詳しい専門家が、児童生徒や保護者に寄り添った支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童生徒の相談状況は、中学校において「誰にも相談していない」という回答が7.5%ある。頼る人がいないのであれば、その対応を考える必要がある。(高橋委員) 平時の取組みが大切だと思っており、S-KETなどを議論の対象としてもよいのではないか。(氏家会長)
		14	★★	いじめ相談の情報連携	H30	こども若者局	健康福祉局や子供未来局、各区役所等の市の相談窓口で受けたいじめに係る情報に関して、いじめ対策推進室がとりまとめ、相談者の同意のもと、教育委員会に情報提供を行う。教育委員会は学校と情報を共有し、学校への指導と支援を行い、対応後には教育委員会からいじめ対策推進室を通して、相談を受けた窓口に対応結果や経過について情報を共有する。	
		15	★	教育相談室の設置	H5	教育委員会	教育相談室に3名の専任相談員を配置し、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じる。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決等への援助を図る。	
実態把握		16	★★	学校におけるアンケート調査の実施	H24	教育委員会 学校	教育委員会が行うアンケート調査(「いじめ実態把握調査」)は、11月に仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施している。具体的な実施方法については、配付された調査用紙を各家庭に持ち帰り、保護者と共に記入したものを学校に提出し、学校で集計したものを12月に教育委員会に提出する。本調査で認知したいじめについては、年度末報告書(追跡調査結果)を3月末に教育委員会に報告することとしている。このほか、学校が独自にアンケート調査を年4回程度行い、教育委員会に報告する「いじめ事案報告」に反映させている。	
		17	★	インターネット巡視の実施	H22	教育委員会	学校名や個人名で検索を行い、不適切な書き込み等、問題のある事案について、掲示板等の情報を記録し、個人名や学校名が特定される事案は、当該校へ情報提供を行う。	

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見	
III いじめへの対処としての取組み	連携	18	★★	いじめ事案の報告	H29	教育委員会	日数に関わらずいじめを理由にした欠席があった場合、または、理由に関わらず欠席が15日に至った場合、学校は速やかに教育委員会へ報告を行うとともに、いじめと認知した事案について、経過を記録し、教育委員会へ年4回報告を行う。(報告は、7月、10月、1月、3月)	
		19	★★	いじめ対策支援員の配置	H28	教育委員会	いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に取り組む小学校に、元警察官及び元教員をいじめ対策支援員として一定期間派遣し、学校いじめ防止対策委員会への参加、教職員への助言、関係児童生徒への声掛け指導を行うなど、いじめの早期改善に取り組む。毎月1回、配置校から送付される活動記録簿により、いじめ対策支援員の活動状況等を確認し、必要に応じて学校に助言・指導を行う。	
	支援	20	★	指導困難学級対策チームの訪問	H19	教育委員会	指導困難学級への対応に苦慮する学校に対して、指導困難学級対策チームが要請に応じて学校を訪問し、有効な対応策等を検討しながら、改善に向けた支援を行う。また、状況に応じて、該当する児童生徒及び指導困難学級に対しての人的支援を行う。	
		21	★	心のケア緊急支援	H18	教育委員会	重篤な事件や事故の発生時に、当該学校に対してスーパーバイザー(スクールカウンセラーの中で指導的な役割を果たす臨床心理士)を中心としたスクールカウンセラーの緊急派遣を行い、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う。	
IV 学校・教員への支援体制	学校・教員支援	22	★★	いじめ対策専任教諭の配置	H28	教育委員会 学校	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する生徒の個別対応、校内の巡回指導、いじめアンケートの集約や聴き取り、不登校生徒への指導・支援、いじめ防止運動の企画・運営、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。	学校教員の支援体制、特にいじめ対策担当教諭の配置に関しては助けられており、生徒一人一人に丁寧に対応するためには重要な取組みだと感じている。(西海枝委員)
		23	★★	児童支援教諭の配置	H28	教育委員会 学校	小規模校4校を除く市立小学校114校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する児童の個別対応、校内の巡回指導、いじめアンケートの集約や聴き取り、不登校児童への指導・支援、いじめ防止運動の企画・運営、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。	学校教員の支援体制、特にいじめ対策担当教諭の配置に関しては助けられており、生徒一人一人に丁寧に対応するためには重要な取組みだと感じている。(西海枝委員)【NO.22再掲】

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見	
IV 学校・教員への支援体制	学校・教員支援	24	★★	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問	H27	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談課の指導主事等が、「いじめ不登校対応支援チーム」として市立全学校188校を巡回訪問し、組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。また、各学校と教育相談課が、事案に対して組織的に対応できるよう、情報を共有する。 訪問時期については5～8月とし、年度の早い時期に各学校の組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員がいじめの認識や対応への共通認識を持つという点で一定の効果があると考ええる。(西海枝委員) 平時の取組みが大切だと思っており、いじめ不登校対応支援チームなどを議論の対象としてもよいのではないかと。(氏家会長)
		25	★	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	H28	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度、市教育センター内に「いじめ対応等相談教職員支援室(ほっとスペースえがおで)」として設置(相談員:教員OB2名)。平成29年度からいじめ対応等も含めた教職員の相談に対応するため、名称を現在の「教職員相談支援室(ほっとスペースえがおで)」に変更した。 電話、メール、来所による面談【来所による相談時間は、月曜日～金曜日(閉庁日を除く)正午～午後6時】、及び各研修等での支援等を実施し、教職員の職務上の相談に対応している。 	
	専門職の配置	26	★	スクールカウンセラーによる支援	H7	教育委員会	<p>全市立学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。</p>	
		27	★	スクールソーシャルワーカーによる支援	H26	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談課にスクールソーシャルワーカーを配置し、電話相談業務に当たるとともに、学校からの要請に応じてケース対応を進める。 児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行う。 	
		28	★	スクールロイヤーによる学校支援	H30	教育委員会	<p>仙台弁護士会から推薦された弁護士が、学校が直面する諸課題(いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等)への対応等について、幅広く相談に応じる。</p>	
29	★	さわやか相談員等の配置	H11	教育委員会	<p>教員とは違う視点から児童生徒に関わり、悩みや問題の解決を図るとともに、いじめや不登校、問題行動等を未然に防止する。</p>			

項目	番号	分類	事業名	開始年度	実施主体	事業概要	委員意見
V 社会全体でいじめの防止に取り組むための対策	学校	30	★★ いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布	H27	教育委員会	早期発見、早期対応のためのチェック項目や、相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成し、全ての市立学校の児童生徒の家庭に配布する。リーフレットには、いじめのサイン「発見シート」として、起床から、登校、下校、就寝までの1日の流れに沿って、学校・家庭・地域が、それぞれの立場から子どものサインを見逃さないためのチェックポイントを示している。	
		31	★ 学校・保護者・地域のいじめに関する意見交換の場の設定	-	学校	学校・保護者・地域住民が連携していじめの問題に取り組むことができるようにするため、学校が生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全育成協議会等の機会に、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定し、これまでのいじめ防止等対策を確認するとともに、学校の対応を保護者や地域住民に周知することにより、いじめ問題に対する関心を高める契機とする。	
	市民・地域	32	★★ 相談窓口リーフレットの作成・配布	H30	こども若者局	新学期に、市立学校の全ての児童生徒にいじめ相談窓口リーフレットを配布し、相談窓口の周知を図る。	
		33	★★ 市民向けの広報・啓発	H30	こども若者局	条例に基づき、社会全体でいじめの防止に取り組む重要性について広く市民に向けて広報啓発を行う。	もっと地域や保護者に周知できないか。更なる展開ができるが良い。(高橋委員)
市	34	★★ いじめ防止等対策本部会議	R元	こども若者局	市長を本部長とし、副市長と各局区長で構成する。いじめ防止等対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、効果的に施策を推進するための議論を行う。		
その他						<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションは不登校対応が主な目的かもしれないが、多様性を認め合うことはいじめの未然防止にも繋がることであり、児童生徒の居場所づくりという点でも大切な事業と考える。(本図副会長) ・児童生徒の居場所については、成績や受験の問題にも関わってくる。いじめを回避するためにオンライン授業を受けた児童生徒の評価、そもそも回避するためにオンライン授業を選択すべきかなど、考えていくことが多くあるかもしれない。(高橋委員) 	

※分類について ★★:いじめ対策を主とする事業 ★:いじめ対策に関わりがある事業